

四万十町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年3月
四万十町教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2) 本町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	2
	(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し・・・・・・・・	3
	(2) 学校における措置の促進・・・・・・・・	4
	(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組・・・・・・・・	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5

Ⅰ 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校や教育職員の業務が多様化・複雑化しており、教育職員の長時間勤務が深刻な社会問題となっています。このため、教育職員の業務を適正化し、持続可能な教育環境を整備していくことが求められています。

国においても様々な検討がなされ、平成31年1月には文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されました。

本町でも、令和元年度に「四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会」を設置し、業務改善に向けた検討を行い、「四万十町立小中学校教職員働き方改革推進プラン」(以下「推進プラン」という。)を策定のうえ、様々な取り組みを行ってきました。

令和7年6月に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」(以下「指針」という。)に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとされたため、推進プランを踏まえて本計画を策定するものです。

(2) 本町の現状

本町では、令和3年3月に「働き方改革推進プラン【第1期】」を策定し、教育職員の在校等時間の管理・縮減も含めた働き方改革の取り組みを進め、現在は【第2期】のプランに移行しています。

プランでは、「四万十町立学校管理運営規則」に定める時間外在校等時間の上限を基に目標を定め、各学校と連携しながら取り組みを進めてきました。

これまでの取組の結果、令和6年度の本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年360時間以内	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	47%	24%	6%
中学校	23%	44%	7%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で24%、中学校で44%となっており、アンケートでは、「授業の準備」や「調査・統計への回答」「研修会の提出物の作成等」などの業務の負担感が大きくなっており、ICTの活用やシステム化などにより、教育職員の業務に時間的余裕を創出することが必要と思われます。こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定します。

2 目標

子ども達が主体的に学び、心豊かに成長していくためには、教育職員自身が一人の人間として心豊かで心身ともに健康であることが大切になってきます。ワークライフバランスを意識した働き方の中で、生き生きとした姿で子ども達と向き合うことが重要と考えます。

そのための具体的な取り組みとして、教育職員の時間外在校等時間に以下の目標を設定し、達成を目指します。

- ・1か月の時間外在校等時間 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・年間における1か月の平均時間外在校等時間を 30 時間程度にする。
- ・年間の時間外在校等時間を 360 時間程度にする。

また、教育職員がワークライフバランスを意識しながら働きがいを感じられるよう、以下の目標を設定し、達成を目指します。【カッコ内は令和7年度の実績】

- ・年間の有給休暇の平均取得日数を 14 日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける「高ストレス者」の割合を 0%にする。【7.1%】
- ・ストレスチェックにおける「健康リスク」の値を 100 以下にする。【77.7%】

3 計画の期間

国においては、令和11年度までに教育職員の1か月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としていることから、本計画の計画期間は令和8年度から令和11年度とします。

また、年度ごとに年次計画を作成し、段階的に取り組みを進めることで、最終的な目標達成を目指すこととします。

なお、現在の推進プラン【第2期】については、令和8年度から本計画へ移行するものとします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

指針では、各学校における教育職員の勤務状況その他の業務量、健康、福祉に関する状況を踏まえ、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化を図ることとされています。

実施にあたっては、学校又は教師の業務の3分類を踏まえて、責任体制が明確になるように留意したうえで、行政や保護者、地域住民など幅広く関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用を行うこととなります。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・現在スクールガードリーダーが日常的に行っている見回りを継続していく。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・日常的な見回りは少年補導センターが継続して行っていく。
 - ・補導された児童生徒の対応は保護者が第一義的な責任を負うこととなるが、学校警察連絡協議会を通じて保護者にも啓発する。
- ◆学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
 - ・学校徴収金の徴収・管理は学校が行わないことを原則として取り組みを進めている。
 - ・計画期間内に全ての学校徴収金の徴収・管理を学校以外に移譲していくよう、取り組みを進めていく。
- ◆保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・首長部局とも連携して、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、教育委員会の責任において当該苦情等に対応できる体制を検討する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・校務支援システム等の機能を活用し、学校に発出される調査の回答にかかる事務負担を軽減する。
 - ・学校事務支援室を中心に、各学校の事務体制を強化する。
- ◆学校の広報資料、ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）
 - ・広報資料作成やウェブサイトの活用は、学校において役割分担をしながら実施するが、必要に応じて、教育委員会事務局のICTサポーターが支援する。
- ◆学校プールの地域開放（「3分類」⑨関係）
 - ・学校プールの地域開放は原則行わない。
- ◆部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・令和11年度までに、休日の部活動の地域展開を目指すよう取り組んでいく。その後は、国の動向なども見据えながら、四万十町の実情に合った部活動の形を模索していく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員や学習支援員を必要に応じて配置する。
 - ・校務支援システムの機能やデジタルドリル等の使用による自動採点等を活用することにより事務負担の軽減を図る。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を原則参加とし、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・特別支援教育支援員を学校へ配置し、学級担任、特別支援教育 Co との連携のもと、特別支援教育の充実を図る。
- ・教育研究所、教育支援センターとの連携を強化し、役割分担しながら適切な対応を行う。

（2）学校における措置の促進

各学校において以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を推進します。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・児童生徒数の減少を鑑み、教育的価値を踏まえた学校行事を含めたすべての教育活動の精選・統合の検討を行う。
- ・学校行事や清掃時間・頻度、放課後の児童生徒の活動等を教育職員の勤務時間内での設定とするなど、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により校務を効率化し、「GIGAスクール構想下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況の向上を目指す。【令和7年度 30%】
- ・勤務時間外に外部からの電話対応をしないような環境を必要に応じて整備する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1か月の時間外在校等時間が複数回80時間を超えた教育職員に医師による面談を実施する。
- ・11時間を目安とする終業から始業までの勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・定期的に医師による健康相談を実施する。
- ・年次有給休暇を連続して取得するよう、各学校で啓発する。
- ・令和11年度までに、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉校期間（8月5日～8月20日）を設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を高めるため、取組みの内容や実績について関係機関に報告・共有するとともに、改善が必要な場合は、その方策を検討し、次年度の年次計画に反映させます。

また、実績や改善方法、年次計画は町ホームページで公表するとともに、以下のフォローアップの取組みも実施します。

- ・取組の着実な実行を図るため、本町における各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を把握し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、県計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。